

質問書に対する回答

件名) 横浜横須賀道路 京浜管内舗装補修工事

| No. | 質問箇所 | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|---|---|
| 1 | 特記仕様書P11 11. 支給材及び貸与品に関する事項について | 特記仕様書P11 11. 支給材及び貸与品に関する事項 に 標識車(2t)の貸与は1台と なっています。設計図では、テーパーを複数箇所設置するような規制では、テーパーの数ぶんの標識車を設置するようになっています。不足する標識車については、受注者持ちで準備するのでしょうか？また、その場合の標識車の仕様についてもご教授下さい。 | 特記仕様書11-1「貸与品」に示す標識車の貸与台数を越える標識車の配置が必要な規制では、不足する標識車は受注者持ちで準備するものとお考えください。また、標識車は道路保全要領路上作業編に基づく仕様とお考えください。 |
| 2 | 設計図71/122 横浜横須賀道路規制関係数量表(上り線)のNo. 17(土工 追越 24.950～25.050)の施工について | 2. 設計図71/122 横浜横須賀道路規制関係数量表(上り線)のNo. 17(土工 追越 24.950～25.050)の施工には、車線規制 I×1×0×1-B1-YYが1回計上されていますが、No. 17は、切削オーバーレイ工B(t=4cm)YYが370㎡と、D(t=18cm)YYが370㎡計上されていますので、最低2日は必要と思われます。事前調査規制も必要となれば、さらに一日必要ですので、規制回数が少ないと思われます。交通保安要員と合わせて、間違いはないでしょうか？ | No. 17(土工 追越 24.950～25.050)の事前調査及び切削オーバーレイ工B(t=4cm)-YYについては、隣接する工区のNo. 16(土工 追越 24.600～24.800)と同一規制内で実施することを想定しております。 |
| 3 | 交通規制工 車線規制 I×1×0×1・B4-YY(昼夜)について | 交通規制工 車線規制 I×1×0×1・B4-YY(昼夜)の夜間養生中の間、規制材保守の2名及び交代要員の費用の計上は必要でしょうか？ | 夜間養生中であっても交通規制工に係る規制材保守及び交代要員は必要です。 |
| 4 | 規制時に配置する後尾警戒車について | 横浜横須賀道の規制時に配置する後尾警戒車は貸与していただけるのでしょうか？また、後尾警戒車を配備する際、助手は必要となりますか？ | 本工事における貸与品は特記仕様書11-1「貸与品」に示す通りであり、後尾警戒車用標識車は受注者持ちで準備するものとお考えください。また、後尾警戒車の助手については、貴社の施工計画に基づきお考えください。 |
| 5 | YY-16及びYY-17の切削オーバーレイ工 B(t=18cm)-YYについて | YY-16及びYY-17の切削オーバーレイ工B(t=18cm)-YYの際、夜間養生中に使用する機械を規制内に存置可能でしょうか？それに伴い、舗装修繕工事機械現場内移動費の回数に変更はないのでしょうか？ | 機械の規制内存置は可能です。 |
| 6 | 京浜事務所の舗装の際の、機械の移動費について | 京浜事務所の舗装の際の、機械の移動費が割掛けから漏れているように思われますが、単価項目に含まれていると考えてよろしいでしょうか？ | 京浜管理事務所外構舗装に係る簡易舗装工の機械の移動費については、共通仮設費に含まれるものとお考えください。 |